

避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楡葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成25年6月から平成26年2月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成26年3月から平成29年2月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成26年3月から平成27年2月までは10割、平成27年3月から平成28年2月までは8割、平成28年3月から同年8月までは5割、平成28年9月から平成29年2月までは3割として算定した額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

就労不能損害

2 期間

平成25年6月1日から平成29年2月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、金7,500,523円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年12月10日

（仲介委員 及川 雄介）